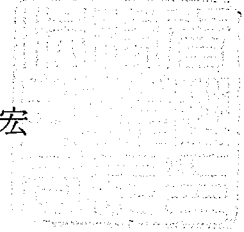




法務省管情第1867号
平成28年8月15日

新海 聡 殿

法務省入国管理局長 井 上 宏



決定書謄本の送付について

平成27年12月24日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づく行政文書の不開示決定（平成27年11月6日付け法務省秘総第101号）に係る異議申立てについて決定がなされたので、決定書謄本を送付します。

添付物

決定書謄本

1部

決 定 書

異議申立人

住 所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目7番
9号 チサンマンション丸の内第2
303号室

氏 名 新海 聡

上記異議申立人から平成27年12月24日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

異議申立人の異議申立てを棄却する。

不 服 の 要 旨

平成27年11月6日付け法務省秘総第101号により法務大臣（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるといふものであり、その理由は異議申立人提出に係る平成27年12月24日付け異議申立書及び平成28年3月4日付け意見書（以下「意見書」という。）のとおりである。

決 定 の 理 由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定秘密指定整理番号「08 ■-201412-1-2
ロ b-1」平成26年12月26日に指定した「■について平成25年5月及

び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」であり、処分は、その全部について、法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するとして、不開示としたものである。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について述べる。

なお、異議申立人は、意見書において、特定秘密指定管理簿記載のファイル名の一部が不開示とされていることについて、当該ファイル名を明らかにすべき旨を主張するが、これは本件の開示請求とは異なる開示請求に係る処分に関するものであり、本件異議申立ての対象ではないことから判断しない。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、その分量（枚数等）を含め、その全部が領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関する具体的な情報であると認められる。

したがって、本件対象文書は、分量（枚数等）も含めて、これを公にすることにより、領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針の手の内が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法第5条第3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するとして不開示とした決定については、同条第3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

なお、本決定に係る総務省情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、本決定と同様の結論が得られている。

よって、主文のとおり決定する。

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

平成28年8月15日



法務大臣 金田 勝年





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成28年8月15日

法務省入国管理局出入国管理情報官

堀 場

淳

